辺		測定値		測定条件
	13　漏えい電波の電力束密度	⑴　扉を閉めた状態		
		⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態		
		⑶　２倍の力で取手を引いた状態		
	14　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他筐体の絶縁状況		
		⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況		

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

２　３⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）MHz及び（何）MHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）MHzから（何）MHzまで連続可変」のように記載すること。

３　４⑴及び⑵の欄は、３⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）MHzから（何）MHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

４　５⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

５　６⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値の欄はデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

６　７⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。